

令和5年3月7日

計測校正事業における発行書類に関するお知らせ

公益財団法人 医用原子力技術研究振興財団

当財団は、令和5年3月7日より計測校正事業において発行する書類（報告書、請求関係書類等）の取扱を下記の通りとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 代表者名および代表者印の押印

計測校正事業における発行書類である線量計校正および出力線量測定事業の校正証明書、出力線量測定結果報告書および請求書・納品書・見積書については、これまでも代表者名の記載および代表者印押印は行わないことを関係各位に周知してまいりましたが、公印管理（法務局登録印）に関しては監督官庁である内閣府の厳格な指導を受けており、代表者名記載および代表者印の使用は限られた重要案件のみに徹底することを、このたび理事長（代表者）決裁のもと、組織として改めて決定いたしました。そのため、校正証明書および出力線量測定結果報告書には線量校正センター長名記載および押印、および請求書・納品書・見積書には、組織名記載および組織印（角印）押印に限らせていただくこととし、代表者名記載および代表者印押印には一切対応いたしかねますことをここにお知らせします。

2. 電子媒体での書類発行および電子交付

線量計校正の校正証明書および請求書・納品書・見積書は、これまで紙媒体で発行し、郵送でお届けしておりましたが、令和5年4月1日以降に実施する線量計校正の受付分より、順次電子媒体での発行および電子交付に移行いたします。

3. 見積書への有効期限の記載

見積書への有効期限記載のご要望について、下記の通り対応いたします。

事前見積として発行する見積書は、線量計校正および出力線量測定事業とも、以降は「参考見積書」の名称で発行し、有効期限は発行日から1ヶ月といたします。有効期限の経過後は、必要に応じて、改めて参考見積書の発行依頼をお願いいたします。

また、これまで線量計校正および出力線量測定事業とも、「(正式な) 見積書」は、請求書と同時に発行しておりましたが、線量校正センターWEB 受付開始により、線量計校正のWEB 申込（令和5年4月1日以降の実施）分については、当該申込書と同時に「(正式な) 見積書」を自動的に発行し、有効期限は線量計校正の実施日までとさせていただきます。

なお、出力線量測定事業では、当面、従来通り請求書と同時発行を継続いたします。

以上